

阿仁川漁業協同組合内共第19号20号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、阿仁川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第19号、第20号第五種共同漁業権（以下「内共19号、20号」という。）の管理及び行使に監視に必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共19号、20号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げる通りとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	手釣り、竿釣り、投網、刺網、垣網、胴網、跳ね網、築、がら掛け	北秋田市、能代市、上小阿仁村内に住所を有する組合員であること。
うぐい漁業	手釣り、竿釣り、刺網	同上
いわな、やまめ漁業	手釣り、竿釣り、刺網	同上
やつめうなぎ漁業	胴網、やす突き	同上

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調査上必要と認める場合は、漁業の方法、統数もしくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の 名称	イ 漁業 の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣り 竿釣り	200人	内共第19 号漁業権全 域 但し、組合 が別に定め る区	7/1～10/15
	投網	100統		8/1～10/15
	刺網	200統 網の長さは30m 以内とする。		8/1～10/15
	垣網	20統		8/1～10/15
	胴網	20統		8/1～10/15
	跳ね網	10統		8/1～10/15
	築	20統		8/1～10/15
	うぐい漁業	手釣り 竿釣り		50人
投網		30統	〃	1/1～12/31
刺網		20統	〃	1/1～12/31
いわな・やま め漁業	手釣り 竿釣り	50人	〃	4/1～9/20
やつめうな ぎ漁業	胴網	30統	〃	1/1～12/31
	やす突き	10人	〃	1/1～12/31

2 前項のただし書きの制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁業の方法、統数もしくは規模、区域または期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共第19号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の在任期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

3 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二その者の当該漁業の営まれる漁業に対する生活依存度
- 三その者の当該漁業の経営能力

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚類は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売をおこなうことはできず、採捕した場で再放流（リリース）しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ	打当川上流前山地区 前山橋から中ノ又橋 までの間	4月1日から9月20日 まで

(全長制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15 c m
やまめ	15 c m
やつめ	30 c m

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有するものは、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年12月末までに、漁協に報告しなければならない。

備考 操業日数は、操業期間としてもよい。漁協が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第10条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共19号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を漁協に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単位	行使料の額
あゆ・やまめ・いわな・うぐい・やつめうなぎ漁業	年間	3,000 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(外来魚の再放流の禁止)

第11条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(違反者に対する措置)

第12条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、漁協は、当該組合員に内共19号の行使をさせないことができる。

2 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、漁協は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(禁止区域)

第13条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
北秋田市米内沢根小屋頭首工の上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)
北秋田市根小屋頭首工の上流 200mと下流 600mの間	1月1日から12月31日 (さくらます)
北秋田市本城頭首工上流 100mと下流 100mの間	
北秋田市阿仁比立内堰堤から下流 100mまでの間	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流 100mまでの間	

北秋田市高長橋下流から 300mまで	9月20日から9月30日 (全魚種)
北秋田市新田目橋上流 300mから 600mまでの間	5月1日から9月30日 (やつめ)
北秋田市米内沢本城頭首工堰堤上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)
北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流 100mまで	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流100m	
北秋田市阿仁中ノ又起点から下流打当合流点まで	
北秋田市阿仁ヒヤコ沢起点から下流中ノ又沢合流点 まで	
北秋田市立又沢起点から下流打当川合流点まで	
北秋田市阿仁小五郎沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁外ノ倉沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁高ヒバ沢起点から下流立又合流まで	
北秋田市阿仁木滝沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市水尻沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁大冷水沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市森吉ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起 点並びに赤水沢起点まで	
堀内沢第1堰堤の上流及び下流各々50mの間	
杉沢発電所取水口の上流及び下流各々50mの間	
森吉山ダム内の禁漁区指定場所	

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

阿仁川漁業協同組合内共第19号20号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、阿仁川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第19号、第20号第五種共同漁業権（以下「内共19号、20号」という。）の管理及び行使に監視に必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共19号、20号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げる通りとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	手釣り、竿釣り、投網、刺網、垣網、胴網、跳ね網、築、がら掛け	北秋田市、能代市、上小阿仁村内に住所を有する組合員であること。
うぐい漁業	手釣り、竿釣り、刺網	同上
いわな、やまめ漁業	手釣り、竿釣り、刺網	同上
やつめうなぎ漁業	胴網、やす突き	同上

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調査上必要と認める場合は、漁業の方法、統数もしくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の 名称	イ 漁業 の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣り 竿釣り	200人	内共第19 号漁業権全 域 但し、組合 が別に定め る区	7/1～10/15
	投網	100統		8/1～10/15
	刺網	200統 網の長さは30m 以内とする。		8/1～10/15
	垣網	20統		8/1～10/15
	胴網	20統		8/1～10/15
	跳ね網	10統		8/1～10/15
	築	20統		8/1～10/15
	うぐい漁業	手釣り 竿釣り		50人
投網		30統	〃	1/1～12/31
刺網		20統	〃	1/1～12/31
いわな・やま め漁業	手釣り 竿釣り	50人	〃	4/1～9/20
やつめうな ぎ漁業	胴網	30統	〃	1/1～12/31
	やす突き	10人	〃	1/1～12/31

2 前項のただし書きの制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁業の方法、統数もしくは規模、区域または期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共第19号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の在任期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

3 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二その者の当該漁業の営まれる漁業に対する生活依存度
- 三その者の当該漁業の経営能力

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚類は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売をおこなうことはできず、採捕した場で再放流（リリース）しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ	打当川上流前山地区 前山橋から中ノ又橋 までの間	4月1日から9月20日 まで

(全長制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15 c m
やまめ	15 c m
やつめ	30 c m

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有するものは、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年12月末までに、漁協に報告しなければならない。

備考 操業日数は、操業期間としてもよい。漁協が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第10条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共19号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を漁協に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単位	行使料の額
あゆ・やまめ・いわな・ うぐい・やつめうなぎ漁 業	年間	3,000 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(外来魚の再放流の禁止)

第11条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(違反者に対する措置)

第12条 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、漁協は、当該組合員に内共19号の行使をさせないことができる。

2 内共19号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、漁協は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(禁止区域)

第13条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
北秋田市米内沢根小屋頭首工の上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)
北秋田市根小屋頭首工の上流 200mと下流 600mの間	1月1日から12月31日 (さくらます)
北秋田市本城頭首工上流 100mと下流 100mの間	
北秋田市阿仁比立内堰堤から下流 100mまでの間	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流 100mまでの間	

北秋田市高長橋下流から 300mまで	9月20日から9月30日 (全魚種)
北秋田市新田目橋上流 300mから 600mまでの間	5月1日から9月30日 (やつめ)
北秋田市米内沢本城頭首工堰堤上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)
北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流 100mまで	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流100m	
北秋田市阿仁中ノ又起点から下流打当合流点まで	
北秋田市阿仁ヒヤコ沢起点から下流中ノ又沢合流点 まで	
北秋田市立又沢起点から下流打当川合流点まで	
北秋田市阿仁小五郎沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁外ノ倉沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁高ヒバ沢起点から下流立又合流まで	
北秋田市阿仁木滝沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市水尻沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁大冷水沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市森吉ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起 点並びに赤水沢起点まで	
堀内沢第1堰堤の上流及び下流各々50mの間	
杉沢発電所取水口の上流及び下流各々50mの間	
森吉山ダム内の禁漁区指定場所	

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

